

新型コロナウイルス感染症による 医院経営への影響を回避するために 給付金・助成制度・融資制度のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大が医療機関の診療と経営に影響を与えています。医院経営を維持し、地域医療を守るために、様々な制度の活用をご検討ください。下記は、主な制度の概要をまとめたものです。

なお、制度詳細は変更される場合があるので、最新情報はホームページ等でご確認をお願い致します。

| | |
|--|--|
| 【持続化給付金】 新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少した場合、法人で最大200万円、個人で最大100万円の給付金が支給されます。 | |
| 要件 | 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している（※個人事業者、医療法人も対象とする予定） |
| 給付額 | 法人200万円・個人100万円（※昨年1年間の売上からの減少分を上限とする） 【売上減少分の計算方法】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月） ※前年同月比▲50%の売上は、2020年1月～12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択する |
| 申請書類 | 2019年確定申告書類、売上減少となった月の売上台帳（写）、通帳（写） ※個人事業者は身分証明書も必要 |
| 詳細情報 | https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf http://www.jizokuka-kyufu.jp/faq/ |
| 問合せ先 | 持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570 平日・休日8:30～19:00 |

| | |
|--|---|
| 【雇用調整助成金】 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、4/1～6/30までの間を緊急対応期間と位置付け、助成金の申請要件が緩和されます。 ※雇用調整助成金は、経済上の理由により事業縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」の一例としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業主が自主的に休業等を行った場合等が考えられます。 | |
| 期間 | 特例措置は、2020年4月1日～6月30日までの休業等に適用 |
| 生産指標要件 | 通常は生産指標に関して、確認期間が3ヶ月、前年同月比で10%減少が必要。今回の特例措置では、確認期間が1ヶ月、前年同月比5%減少となる |
| 助成内容 | 特例措置では、休業中の休業手当等の助成率引き上げ2/3→4/5へ※解雇等を行わないなど要件を満たす場合、助成率は4/5→9/10へ（対象労働者1人1日当たり8,330円が上限） 雇用保険被保険者でない労働者（週20時間未満のパート、アルバイト等）も対象 |
| 支給日数 | 通常1年間100日。特例措置として、緊急対応期間中の休業は別枠で利用可 |
| 詳細情報 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html |
| 問合せ先 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999（平日・休日9:00～21:00） |

| | |
|--|--|
| 【日本政策金融公庫・新型コロナウイルス感染症特別貸付】 新型コロナウイルスの影響を受け、一時的な業況悪化を来している場合に利用できます。 | |
| 要件 | 最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少（※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等） 最近1ヶ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少 (1) 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高 (2) 2019年12月の売上高 (3) 2019年10月から12月の平均売上高 |
| 融資限度額 | 6,000万円 |
| 利率 | 3,000万円までは、融資後当初3年間、基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率 ※基準利率1.36%～1.65% ※「特別利子補給制度」により要件を満たす場合、当初3年は実質無利子（償還） |

| | |
|------|---|
| 返済期間 | 設備資金：20年以内、運転資金：15年以内（それぞれ据置期間5年以内） |
| 担保 | 無担保 |
| 詳細情報 | https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html |
| 問合せ先 | 日本政策金融公庫（※電話連絡は 平日9:00～17:00） 水戸支店：029-221-7137 |

| | |
|--|---|
| 【独立行政法人福祉医療機構・医療貸付】 新型コロナウイルスの影響を受け事業を停止・縮小した場合や、自治体などからの要請を受けて休業した場合の長期運転資金として利用できます。 | |
| 対象 | ・施設利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、やむなく営業を停止、事業運営を縮小した場合 ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて休業した場合 |
| 限度額 | 4,000万円（診療所）、7.2億円（病院） ※無担保貸付は、診療所4,000万円、病院3億円 |
| 利率 | 当初5年間は1億円まで無利子、1億円超の部分は0.2%、6年目以降0.2% ※保証人不要制度利用時+0.15% |
| 返済期間 | 10年以内（据置期間5年以内） |
| 担保 | 無担保 |
| 詳細情報 | https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/ |
| 問合せ先 | 福祉医療機構東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL：03-3438-9940 ※電話連絡は平日9:00～17:00 |

| | |
|--|---|
| 【茨城県パワーアップ融資】 新型コロナウイルスの影響を受け経営の安定に支障が生じた場合、長期資金を導入し、経営体力の回復を図る制度。 | |
| 要件 | 直近3ヶ月の売上高が前年同期比で5%以上減少した場合等 ※要件は第1号～第6号のいずれかに当てはまる必要がある。 詳細は下記の「詳細情報」からホームページ参照。 |
| 融資限度額 | 5,000万円 |
| 利率 | 3年以内：1.3%、3年超～5年以内：1.4%、5年超～7年以内：1.5% ※7年超～10年以内：1.6%（設備資金のみ） |
| 返済期間 | 設備資金：10年以内（据置期間3年以内） 運転資金：7年以内（据置期間2年以内） |
| 担保 | 必要に応じて |
| 詳細情報 | http://icgc.or.jp/hoshou/page/ct10_1.html |
| 問合せ先 | 茨城県 新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室 TEL：029-301-2869 ※電話連絡は平日9:00～17:00 土日祝日はメール受付：chusho-shien@pref.ibaraki.lg.jp |